



8 弥児第309号
令和8年8月18日

弥富市議会議長 高橋 八重典 様

弥富市長 安 藤 正 明



「保育士確保及び子育て支援体制の強化」に関する提言について（回答）

記

提言. 1 保育士の人材確保

・保育士の慢性的な人材不足により、現場の負担が増大し子ども一人ひとりと向き合う十分な時間が確保できていない現状が見受けられる。市は責任主体として、住宅支援制度や保育士資格取得支援制度など、継続的な処遇改善や生活支援制度の拡充、また産休・育休による欠員をあらかじめ見込んだ定数管理についても検討し、人材確保に努めるべきである。また、保育士不足の影響により、希望した保育所に入れない児童が存在している状況も指摘されている。このため、潜在的待機児童の定義を明確化するとともに実態調査を行い、その課題解消に向けた対策を講じることを求める。

【回答】 全国的にも保育士が不足している中、本市も例外ではありません。

本市では、保育の現場においては、国が定める保育士の配置基準を満たすとともに、配慮が必要な子どもへの対応なども考慮し、また、事務作業を行う時間を確保できるよう会計年度任用職員や派遣職員などの保育士を配置し、子ども一人ひとりと向き合う時間が確保できるよう努めております。

保育士不足への対策としては、保育士資格取得支援や住宅支援などの支援制度を設けることは、保育士不足解消の手段として有効ではあると思いますが、まずは保育士を含む本市職員の定員管理に基づき適切な職員確保に努めてまいります。

また、国が示す待機児童の定義以外の待機児童の解消に向けては、会計年度任用職員や派遣職員などの保育士の雇用に努め、引き続き待機児童とならないよう保育所運営に努めてまいります。

提言. 2 保育に専念できる環境づくり

保育以外の業務が多いことにより、保育士が本来の保育に専念できず、現場の負担となっている。このため、現在導入されているＩＣＴの活用実態について調査・検証を行い、さらなる業務負担の軽減を図るべきである。また、地域ボランティアの積極的な活用や事務補助職員・用務員の配置などにより、保育以外の業務負担の軽減を図るべきである。

【回答】 本市では、これまでに保育所園庭の除草作業委託を拡充したほか、使用済み紙おむつの回収処分委託や相互連絡アプリケーションを導入するなど、保育現場の負担となっておりました保育業務以外の業務の効率化に努めてまいりました。また、パソコンの配置台数を増やすなど、記録業務のデジタル化に対応できる環境を整えてまいりました。

このほか、地域のボランティアの方で各保育所を回っていただき、軽作業等をお手伝いいただいているところもございます。

ＩＣＴの活用につきましては、保育所からの情報配信や保護者からの連絡など保育所と保護者間のコミュニケーションのデジタル化にも努めており、今後は国が示す活用事例をもとに保育現場のさらなるＩＣＴの導入に向けて検討を進めてまいります。

提言 3 保育職の魅力向上と定着率の向上

保育士が職業として選択されにくい現状があり、担い手不足は深刻な課題となっている。このため、市内中学生を対象とした職場体験等を活用し、保育士の仕事に対する理解を深めるとともに、その魅力を積極的に発信していくことが重要である。また、現役保育士が卒業校へ出向き、在学生に対して市内保育所の魅力をＰＲする機会を設けるなど、人材確保につながる取組体制を整備すべきである。

【回答】 全国的に保育士不足が深刻な課題となっている中で、本市における保育士確保の取組としましては、中学生の職場体験や保育実習生等を積極的に受け入れており、本市の充実した保育業務とその魅力をＰＲしております。また、保育学科のある大学等の養成校を訪問し、就職活動担当者との情報交換を行っているほか、養成校などが主催する就職説明会にも参加し、保育士を志す学生と意見交換を行っております。

本市としまして、充実した保育の魅力のＰＲに努め、引き続き人材確保につながる取組を行ってまいります。

また、保育現場における情報共有や意識の共有、対話する機会や時間を確保するなど、働きやすい環境を整えるとともに、職場のメンタルヘルスケアに取り組むなど、保育士の定着率向上にも注力してまいります。

提言. 4 総合的な支援体制の整備

家庭の孤立や育児不安を未然に防ぐためには、予防的支援の視点に立った取組が重要である。こどもショートステイなどの制度は整備されているものの、市民に十分に知られていない状況も見受けられる。このため、児童福祉・母子保健・教育が連携し、支援を必要とする対象者にアウトリーチするなど、切れ目のない支援体制を構築すべきである。

また、「制度がある」だけでなく「実際に使える」仕組みとするため、広報・周知の充実を図る必要がある。特に、市ホームページにおいて支援制度を上位階層に表示するなど、分かりやすい情報発信への改善を求める。

【回答】 本市では家庭相談員を配置し、保護者からのさまざまな相談に対応しており、必要に応じて子育て支援センターや児童館の利用、一時保育の利用を勧めるなど、その家庭に合った支援につなげております。また、令和7年4月からは「こども家庭センター」を設置し、母子保健部門と児童福祉部門とが協働連携による一体的な支援を行っており、保護者の方々が安心して子育てできるよう努めるとともに、月1回は情報共有会議を開催し、必要に応じて保健師と家庭相談員が一緒に、困りごとのある家庭を訪問してその家庭に合わせた支援につながるようしております。

本市としまして、引き続き庁内連携を図り、切れ目のない支援体制の構築に努めてまいります。また、子育て支援に係る制度の分かりやすい情報発信につきましては、ホームページ全体のバランスを考慮しながら適宜更新に努めてまいります。